

「JA営農ローン」商品概要説明書

(平成28年4月1日現在)

商品名	JA営農ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAの組合員の方で、当JAを通じて農畜産物を販売されている方。 ●ご契約時の年齢が満20歳以上75歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、当JA地区内に1年以上居住している方。 ●当JA（他JAを含む）との間で営農にかかる当座性貸越、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）、アグリスーパー資金および営農ローン借換資金取引を行っていない方。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金用途	●営農等に必要な資金とします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●300万円以内（ご契約額は10万円単位）。 ・ただし、前年の農業経費もしくは過去3ヶ年の農業経費の平均額のいずれかが多い金額以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約日から1年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。 ・ご契約者ご本人から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について再審査を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 ・ただし、満75歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利とします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	●随時、お借入残高を上限として、当JA窓口（円単位）またはATM（千円単位）で指定普通貯金口座にご入金された資金により、お借入残高に達するまで自動的に返済いただきます。
利息の計算方法	●毎年3月、9月の貯金利息決算日を利息決算日とし、毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	●保証料（保証料率：年1.0%）をお支払いいただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 ●ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0898-68-7800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。